

□ 令和7年3月末の交通事故発生状況

交通事故死者数は、**9人**（発生件数**9件**）で前年と比較して1人増加し、尊い命が交通事故により失われております。

悲惨な事故を未然に防止するため、安全運転を心がけるとともに、他の通行者を思いやる優しい運転に心がけてください。

ルールを守って 思いやり運転

■ 交通事故発生状況

	令和7年3月末			
	本年	前年	増減	
			数	率
総件数	15,515	14,768	747	5.1
人身件数	2,125	2,178	-53	-2.4
物件件数	13,390	12,590	800	6.4
死者数	9	8	1	12.5
負傷者数	2,646	2,685	-39	-1.5

※物件件数については、令和7年4月10日現在の概数



上州くん

みやまちゃん

■ 月別発生状況

区分	月	令和6年								令和7年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
人身件数		792	711	723	735	636	702	807	851	924	738	665	722	2,125
死者数		2	8	6	5	1	7	3	4	5	5	4	0	9
負傷者数		970	877	880	897	830	851	994	1,072	1,139	920	825	901	2,646

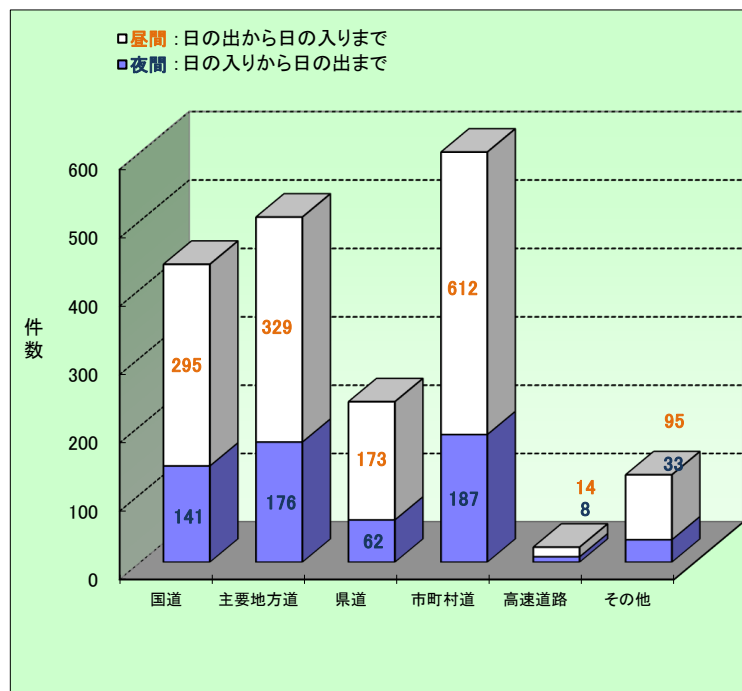
■ 年別発生状況

区分	年	R2	R3	R4	R5	R6
人身件数		9,266	10,007	9,803	10,038	9,059
死者数		45	50	47	47	49
負傷者数		11,624	12,308	12,072	12,377	11,195

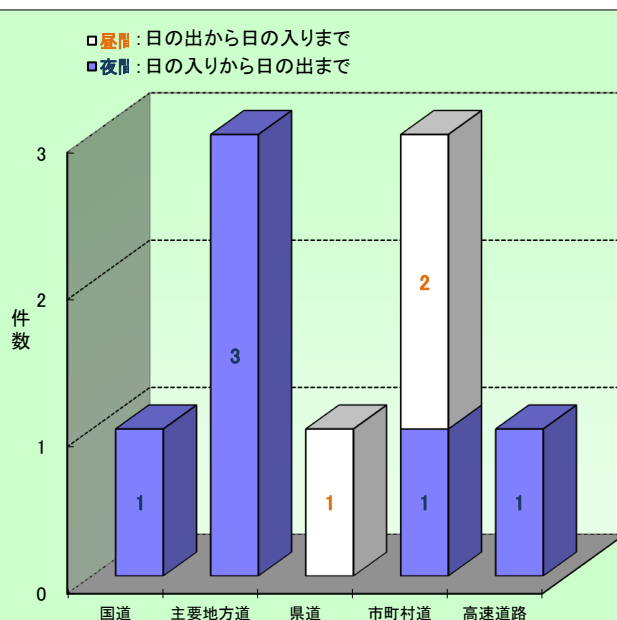


■ 道路別、昼夜別発生状況

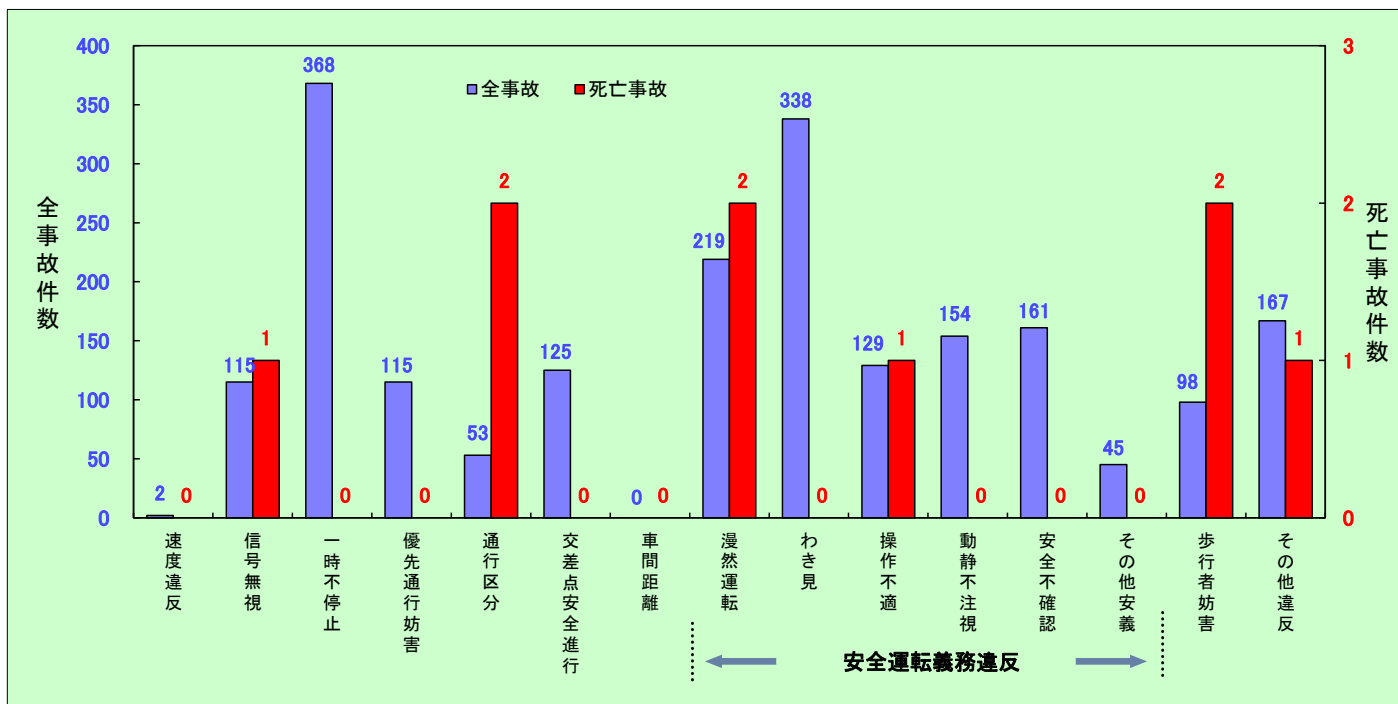
1 全事故



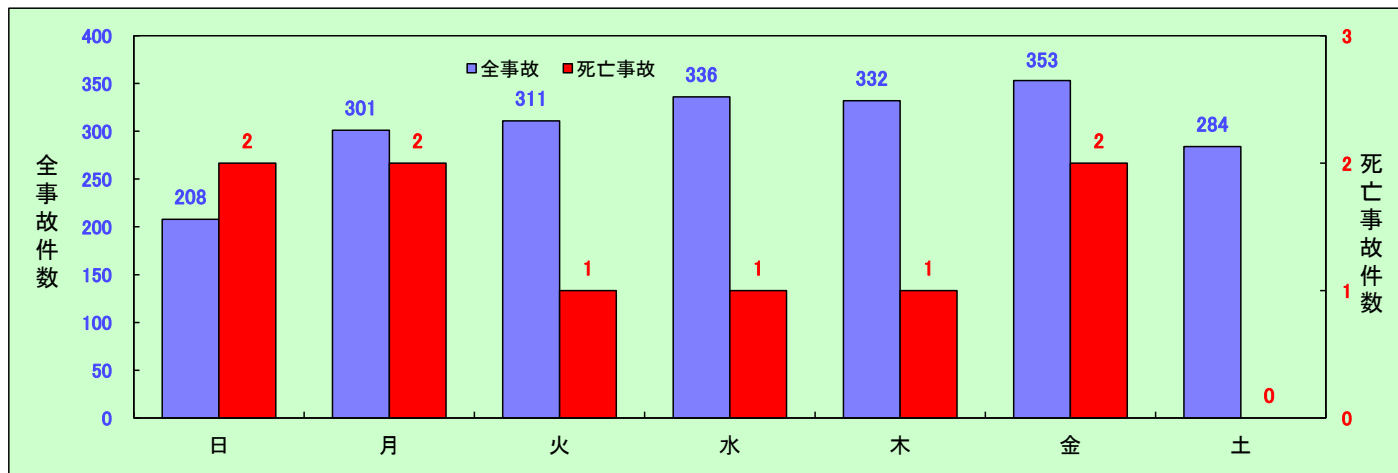
2 死亡事故



■ 全事故と死亡事故の原因別比較

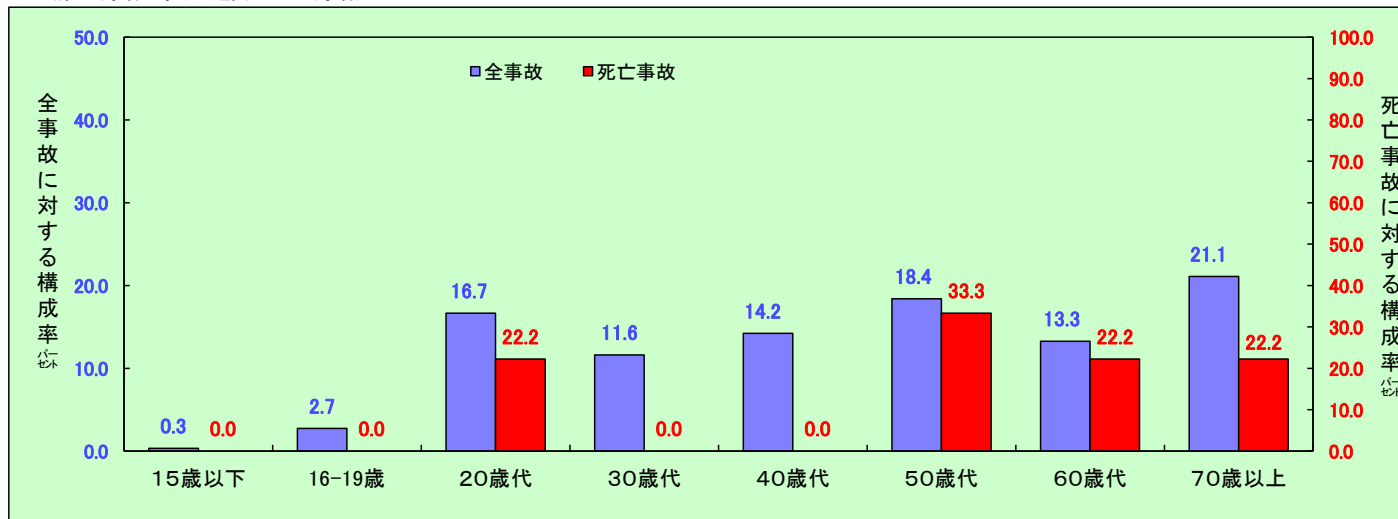


■ 全事故と死亡事故の曜日別発生比較

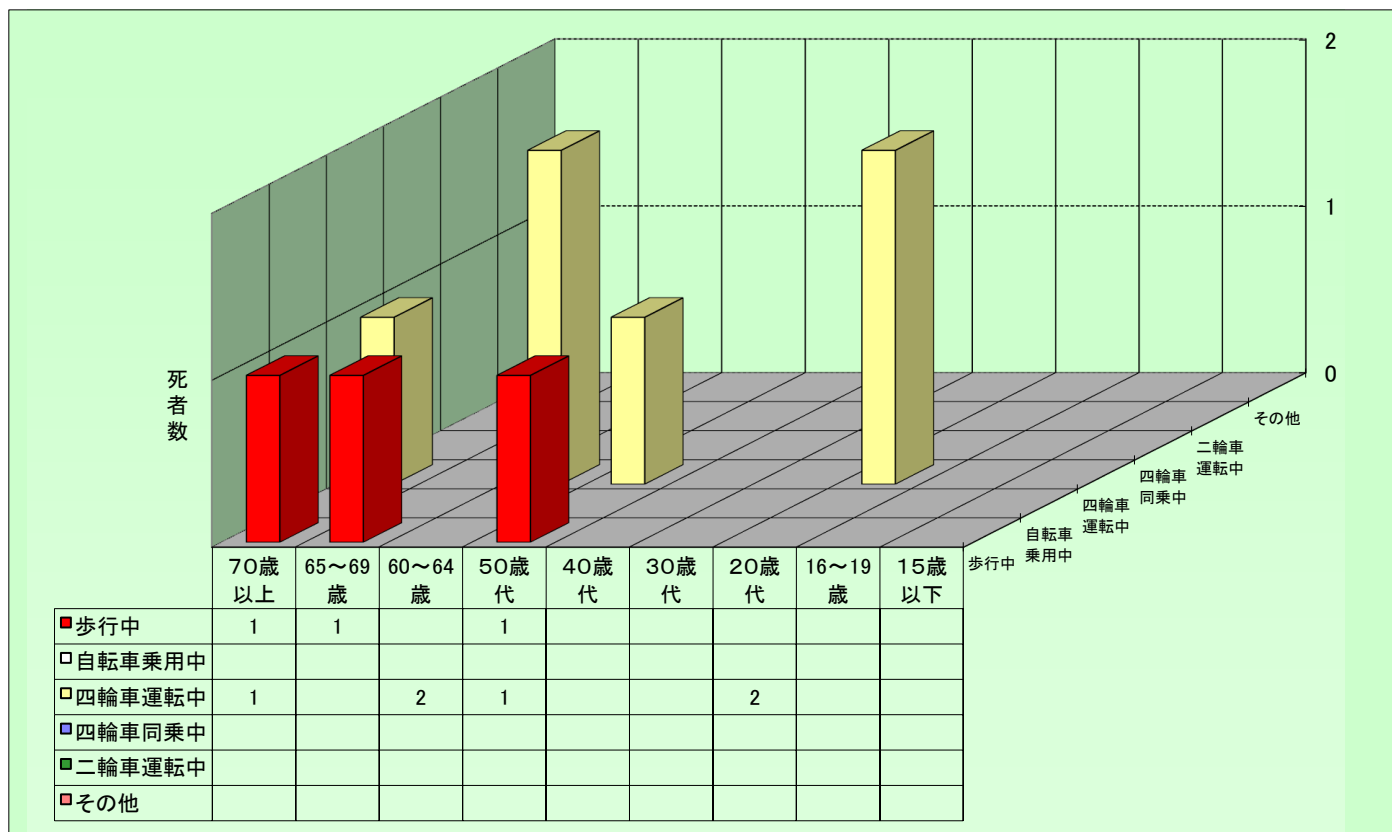


■ 全事故と死亡事故の年齢層別構成比較（第1当事者）

（第1当事者＝事故の過失が重い当事者）



■ 死者の年齢層別、状態別発生状況



自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



群馬県警察



令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転および帮助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反省して行った者は講習制度の対象となります。※受検年齢制限 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断器切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。